



質疑発言通告書

令和 6 年 12 月 6 日
午後 1 時 55 分 受付
(通告書 / 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 12 月 6 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 **木村清隆**

発言事項	要旨	答弁者
議案第50号	(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 1. 常備消防費 11. 消防総務に要する 経費 救急隊不搬送事案 検証委員報酬に ついて	消防長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和 6 年 12 月 9 日
午後 2 時 35 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 12 月 9 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第50号	令和6年度つくば市一般会計補正予算(第6号) p.47(款)10.教育費(項)4.幼稚園費(目)1.幼稚園費 11.施設設備に要する経費のうち、各種工事設計委託料の委託内容の詳細を伺います。	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



質疑発言通告書

令和 6 年 12 月 10 日
午前 10 時 10 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 12 月 10 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第63号	つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について (1) 首都圏新都市鉄道株式会社が自転車駐車場の有料化に向けた整備を行うに当たって、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅の高架下の土地を返還するものだが、各駅どの程度の利用料金になるのか。 (2) つくば駅に関しては現在市が管理運営しているが、3駅に関しては首都圏新都市鉄道株式会社、つくば駅は市が運営と、異なる体制で管理運用していくこととなるのか。	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和6年12月10日
午前10時25分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和6年12月10日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第58号	つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する 条例について 県の条例改正に伴う改正とのことだが、手数料 額の設定根拠は	担当部長
2 議案第60号	つくば市介護保険条例の一部を改正する条例に ついて 条例改正の理由とその内容	担当部長
3 議案第63号	つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例について 条例改正の理由	担当部長
4 報告第38号	専決処分第25号 損害賠償額の決定及び和解に ついて 今回の事案が発生した理由	担当部長
5 報告第40号	専決処分第27号 損害賠償額の決定及び和解に ついて どれほどの怪我をされたのか	担当部長
6 報告第41号	専決処分第28号 損害賠償額の決定について 支払期限の遅延が発生した理由	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和6年12月10日
午前11時20分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6年 12月 10日

つくば市議会議長 黒田健祐 様

つくば市議会議員 川村直子

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第50号	令和6年度 つくば市一般会計補正予算(第6号) (款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) 2 商工業振興費 19. 産業用地の検討に要する経費 埋蔵文化財試掘・確認調査業務委託料 7,571千円 (1) 産業用地の検討に要する経費で試掘調査をすることになった経緯 ア 当該地が産業用地候補地となった経緯、理由 イ どのような産業が想定されているか ウ 当該地の状況 (ア) 場所、広さ、対象地域の地目 (イ) 農業振興地域が含まれているか (ウ) 含まれている場合はその広さ (2) 地元地権者、周辺住民の意向 (3) 試掘調査で文化財が発掘された場合の対応 (4) 産業用地に選定する場合の条件	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。